

川崎市幼稚園型一時預かり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の福祉の向上を図ることを目的に、保育所等を利用していない家庭における日常生活上の突発的な事情や社会参加等により一時的に家庭での保育が困難となる場合の対応として、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第10号に基づく幼稚園型一時預かり事業（以下「事業」という。）を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(事業主体及び場所)

第2条 この事業の主体は、当該事業を実施する幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。）とする。

2 この事業は、当該幼稚園等において実施することとする。

(事業内容)

第3条 幼稚園等がこの要綱に基づいて実施する事業の内容は、幼稚園等が園則で規定している教育時間の前後、長期休業日又はそれ以外の休業日に、保護者の希望により在園児等の保育を行うこととする。

2 前項の長期休業日（以下「長期休業日」という。）とは、幼稚園等が個別に定める学年始、夏季、冬季及び学年末の休業日で、次に掲げる日以外の日をいう。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日のうち、前号に掲げる日を除く日

(事業実施の要件)

第4条 この事業を実施するための条件については、次の各号のとおりとする。

(1) 職員配置

ア 原則として、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号。以下「条例」という。）第47条第2項に規定する保育所における保育士の配置数に準じ、本事業の対象となる園児の年齢及び人数に応じた専任の職員を配置すること。

イ 前号により配置する専任の職員は、その3分の1以上を幼稚園教諭又は保育士（3歳未満児の保育を行う場合は保育士）とし、幼稚園教諭又は保育士以外の専任職員を配置する場合については、次の（ア）から（オ）までに掲げる者とする。このうち、（イ）から（オ）までに掲げる者を配置する場合には、園内研修を定期的実施する

こと等により、預かり業務に従事する上で必要な知識、技術等を十分に身につけさせること。

(ア)「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者

(イ) 小学校教諭普通免許状所有者

(ウ) 養護教諭普通免許状所有者

(エ) 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者

(オ) 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。)

ウ 当該事業に専任する職員は、次の職員と兼ねることはできない。

(ア)「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号)に基づき算定される費用において配置されている職員

(イ) 子ども・子育て支援法における確認を受けない幼稚園において私学助成経常費補助の範囲で設置されている職員

エ 前号(ア)及び(イ)の職員について、次の場合においては、兼務職員として当該事業の職員配置数に算入することができる。

(ア) 常勤職員については、通常勤務する日において勤務時間が8時間を超える時間帯及び休日に当該業務に従事する場合。また、長期休業期間中の通常勤務する日における8時間を超えない時間帯についても、幼稚園等の業務と必ずしも重複しない時間(教育課程時間相当)については、職員配置数に算入することができる。

(イ) 非常勤職員等については、勤務する日において勤務時間が8時間を超える時間帯及び休日に当該業務に従事する場合。また、通常勤務する日における8時間を超えない時間帯についても、上記ウ(ア)又は(イ)の業務との区分を雇用契約や職務命令等により明確にした上で、職員配置数に算入することができる。

オ 専任の職員は、原則として常時2名以上配置しなければならない。ただし、アにより算出される必要職員数が1名の場合においては、幼稚園と一体的に事業を実施し、かつ、幼稚園等の職員(幼稚園教諭又は保育士)からの支援を受けられる場合は、専任職員を1名配置すればよいものとする。

(2) 事業を実施するための設備

ア 条例第45条の規定に準じ、当該事業の対象となる幼児の年齢及び人数に応じて、

必要な設備（調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。

イ 食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

- (3) 当該事業を実施する幼稚園等は、所在する都道府県が実施する私立幼稚園預かり保育推進費補助金、その他補助金等（私立幼稚園預かり保育推進費補助金と同内容のものを含む。）を受けることはできない。

（対象となる園児等）

第5条 当該事業の対象となる子どもは、原則として、事業を実施する幼稚園等に在園する者とする。また、第15条に規定する各補助金額単価の対象となる子どもは、幼稚園等との間で一時預かりに係る利用者登録や利用契約の締結等がなされ、該当日についても申込等を行った上で一時預かりを利用している者とする。

- 2 前項における、「事業を実施する幼稚園等に在園する者」（以下「園児」という。）とは、子ども・子育て支援法第27条による確認を受けた幼稚園等においては、同法第19条第1号の認定を川崎市から受けている園児とする（本市の保育認定を受け当該幼稚園に在園する園児〔特例給付〕を含む。）。また、子ども・子育て支援法による確認を受けない幼稚園においては、学校教育法第26条に定める幼稚園に入園できる者として、当該幼稚園に在園している者とする。
- 3 当該事業を実施する幼稚園等に在籍していない子ども（本市に住民登録のある者に限る。）で、保護者が希望し、かつ幼稚園等が認めた者についても対象とすることができるが、その場合においては、事前に本市と協議した上で、必要に応じ、別に定める方法により、手続きを行うこととする。

（事業実施申請）

第6条 事業の実施を希望する幼稚園等は、川崎市幼稚園型一時預かり事業実施申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出することとする。

（事業実施認定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、この要綱等に基づき審査を行い、事業を実施することが適切であると認めた場合は、川崎市幼稚園型一時預かり事業実施認定通知書（第2号様式）により、必要な条件を付して、申請した者に通知する。

- 2 市長は、前項に基づく審査の結果、事業実施の条件等に満たない場合は申請した者に対して必要な是正を求めるものとし、当該是正指導に従わない等、事業を実施すべきでないことと認めたときは、その旨を、理由を付して、文書により通知する。
- 3 決定の期間は、決定した年度の3月31日までとするが、申請した者から継続しない旨の申し出がない限り、翌年度に継続するものとする。

(事業の利用申請)

第8条 事業を利用しようとする保護者は、事業を実施する幼稚園等の定めるところにより、当該幼稚園等に申請を行うものとする。

(事業の利用決定)

第9条 事業の利用申請を受けた幼稚園等の長は、この要綱等に基づき審査を行い、利用の承認を決定したときは、当該幼稚園等の定めるところにより保護者に通知する。

(利用決定の取消)

第10条 事業を実施する幼稚園等の長は、次のいずれかに該当するときは、前条の決定を取り消すことができる。

- (1) 対象となる園児の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により利用したとき。
- (3) やむを得ない理由により当該園児の保育を継続することが困難と認められるとき。

(園児の健康状態の把握)

第11条 事業を実施する幼稚園等の長は、申請時に園児の健康状態を十分に聴取する等、園児の保育に支障がないように留意する。

(事業実績の報告)

第12条 事業を実施する幼稚園等の長は、対象となる園児の利用状況を、川崎市幼稚園型一時預かり事業実績報告書(第3号様式)により、別に定める日までに市長に報告するものとする。

(利用料の徴収)

第13条 事業を実施する幼稚園等は、事業を実施するために必要な経費の一部を保護者の負担として、利用料を徴収することができるものとし、その徴収方法及び金額をあらかじめ定めなければならない。

(補助の対象経費)

第14条 補助金の交付の対象となる経費は、事業を実施するにあたって必要となる人件費及び保育経費とする。

(補助金額)

第15条 本市が事業を実施する幼稚園等に支払う補助金額は、次の各号に掲げる利用区

分に応じた園児一人当たりの基準単価及び基準単価に加算する単価（以下「加算単価」という。）の合算額に、当該事業を利用した園児数を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 基本分（第15条第1項第8号に該当する園児を除く。） 幼稚園等が園則で規定している教育時間の前後（以下「教育時間前後」という。）並びに長期休業日及びそれ以外の休業日（次号に掲げる日を除く。この条において同じ。）に実施する事業を対象として、教育時間前後にあつては、教育時間と一時預かり時間を合計して8時間以上を確保する体制を整えたうえで一時預かりを実施した場合に適用し、長期休業日及びそれ以外の休業日にあつては、一時預かりを8時間以上実施できる体制を整えたうえで事業を実施した場合に適用し、基準単価は、別表第1に定める額とする。ただし、教育時間前の一時預かりの開始時間が午前7時30分以前である場合は、実施した預かり時間にかかわらず、第5条第1項に基づき教育時間前に利用する者について適用するものとする。
- (2) 休日分（第15条第1項第8号に該当する園児を除く。） 土曜日並びに第3条第2項第1号及び第2号に規定する日に事業を実施する場合を対象として、一時預かりを8時間以上実施できる体制を整えたうえで事業を実施した場合に適用し、基準単価は、別表第1に定める額とする。
- (3) 長時間加算（第15条第1項第8号に該当する園児を除く。） 前2号において、実際の預かり時間が、平日にあつては8時間（教育時間を含む。）、長期休業日にあつては4時間を超過した場合に適用し、加算単価は、別表第1に定める額とする。
- (4) 長期休業日加算Ⅰ 長期休業日に事業を実施し、実際の預かり時間が8時間未満となる場合に適用し、加算単価は、別表第1に定める額とする。ただし、第8号が適用となる場合は、当該加算は行わない。
- (5) 長期休業日加算Ⅱ 第1号及び第2号により事業を実施する際、教育時間前後にあつては教育時間と一時預かり時間を合計して1日当たり11時間以上（午前7時30分から午後6時30分までを含む。）、次のアからウまでに掲げる日を除いて事業を実施できる体制がある場合に適用し、加算単価は、別表第1に定める額とする。ただし、第8号が適用となる場合は、当該加算は行わない。
 - ア 土曜日
 - イ 第3条第2項第1号及び第2号に規定する日
 - ウ 夏季における長期休業日のうち幼稚園等が定める5日間
- (6) 就労家庭児童等受入加算 第1号及び第2号により事業を実施する幼稚園が、実施時間、実施日数、対象となる園児及び利用者負担額について、次のアからウまでの要件を満たす場合は、第1号から第5号までに加え、別表第2に定める額を加算する。
 - ア 午前7時30分から午後7時の間で11時間以上一時預かりを実施すること。
 - イ 年間を通じて、延べ預かり保育利用園児数が2,001人以上であること。
 - ウ 利用者負担額を月額9,000円以下（日額の場合は400円以下）とし、預かり

保育に係る実費を徴収することはできないものとする。ただし、次の(ア)から(ウ)までの要件を満たす場合は、当該利用者負担額に加え、預かり保育に係る実費を徴収することができる。

(ア) 実費徴収を行うことについて、別に定める様式により、事前に市に協議するとともに、事後において収支報告を行い市の承認を得ること。

(イ) 利用者に対しては事前に十分な説明を行った上で預かり保育に係る利用契約を締結していること。

(ウ) 預かり保育に係る実費徴収額、預かり保育に係る利用者負担額及び次の a 又は b の金額との合計額が、月額 41,000 円以下であること。

a 施設型給付を受ける幼稚園においては、川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月 5 日川崎市条例第 36 号）第 13 条第 3 項に基づき、各園において園則に定めて徴収する月額に 25,700 円を加えた額

b 私学助成を受ける幼稚園においては、園則に定める月額の保育料

エ 第 4 条第 1 項第 1 号アにより配置する専任の職員は、すべて幼稚園教諭又は保育士とすること。

(7) 就労支援型施設加算を適用する場合は、別表第 3 に基づき補助を行うものとする。この場合において、次の各号に定める要件を満たすこととする。

ア 平日及び長期休業中の双方において、8 時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施していること。

イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令 39 号）第 42 条に規定されている連携施設となっていること。

ウ 本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。ただし、当該職員については第 4 条第 1 項第 1 号ウ及びエを適用する。

(8) 特別な支援を要する園児分 在籍する幼稚園等における教育時間内において特別な支援を要するとして、都道府県等による補助事業等の対象となっている園児一人当たりに対して別表 4 に定める額とする。

2 非在園児を対象として事業を実施する場合（第 4 項に該当する場合を除く。）の幼稚園等に支払う補助金額については、幼稚園等が第 5 条第 3 項の手続きを行い、一時預かりを 8 時間以上実施できる体制を整えたうえで事業を実施した場合に、別表第 5 に定める額とする。

3 第 1 項第 1 号から第 3 号及び第 7 号並びに前項に規定する基準単価及び加算単価分に係る補助金額の 1 園当たりの年間総額の上限額は、10,223,000 円とする。ただし、第 1 項第 1 号のうち長期休業日における月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）に 8 時間以上預かりを実施した場合の基準単価（800 円）、第 3 号に該当した場合の加算単価（100 円から 450 円まで）、第 7 号に該当した場合の年額及び前項に定める非在園

児の預かりにおいて長時間加算を適用した場合の加算単価を適用し上限を超えた場合はこの限りではない。

4 満3歳未満児の預かりを行う場合は、「一時預かり事業の実施について」（令和4年2月10日3文科初第2080号、子発0210第6号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知）4（3）及び、別表第6に基づき補助を行うものとし、併せて、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- （1）午前9時から午後3時までを含む6時間以上の実施体制を確保すること。
- （2）週に4日以上を実施する体制を確保すること。ただし、夏季における長期休業日のうち幼稚園等が定める5日間は休園可とする。
- （3）給食については、自園調理又は外部搬入により、毎日提供すること。
- （4）利用者負担額については、保育標準時間認定は月額50,000円、保育短時間認定は月額49,000円までの範囲で、当該預かりを実施する幼稚園が定めること。
また、川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第36号）第13条第4項の規定を準用し、実費徴収可とする。

（補助金の申請）

第16条 この要綱に定める補助金の交付を受けようとする幼稚園等は、別に定める日までに、川崎市幼稚園型一時預かり事業補助金交付申請書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第17条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付を決定し、川崎市幼稚園型一時預かり事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請した者に対して通知するものとする。

（請求）

第18条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた幼稚園等は、別に定める日までに、川崎市幼稚園型一時預かり事業補助金交付請求書（第6号様式）により、市長に請求するものとする。

（補助金の交付）

第19条 市長は、前条の規定により請求があったときは、当該請求の内容を審査し、補助金を交付するものとする。

（調査等）

第20条 市長は、必要があると認めるときは、当該事業を実施する幼稚園等に対して、関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第21条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示若しくは命令に違反したとき。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第22条 補助金の交付を受けた幼稚園等は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第7号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、幼稚園等が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

- 2 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた幼稚園等は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(書類の整備等)

第23条 この補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から、5年間保管しなければならない。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、こども未来局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月15日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表第1(第15条関係)

在園児の預かり(園児一人あたり日額)

(単位:円)

預かり時間等		基準単価		加算単価			
		基本分 (第1号)	休日分 (第2号)	長時間加算 (第3号)	長期休業日 加算Ⅰ (第4号)	長期休業日 加算Ⅱ (第5号)	
長期休業日を除く 月曜日～金曜日 (右の時間は教育 時間を含む。)	8時間以下	400 (※2)					
	8時間超10時間未満						150
	10時間以上11時間 未満						300
	11時間以上						450
土曜日、日曜日 及び祝日(※1)	8時間以下		800			200 (※3)	
	8時間超10時間未満						150
	10時間以上11時間 未満						300
	11時間以上						450
長期休業日 における月曜日 ～金曜日 (祝日を除く。)	4時間以下	400			400		
	4時間超6時間未満				100		300
	6時間以上7時間未満				200		200
	7時間以上8時間未満				300		100
	8時間	800				200	
	8時間超10時間未満						150
	10時間以上11時間 未満						300
	11時間以上						450

※1 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

※2 年間延べ利用園児数が2,000人以下の幼稚園等にあつては、1,600,000円を年間延べ利用園児数で除した金額から400円を差し引いた金額(10円未満切捨て)とする。

※3 長期休業日に限る。

別表第2(第15条関係)

第15条第1項第6号の要件を満たす場合

補助金額(1園当たり年額)	2,892,400円
---------------	------------

別表第3(第15条関係)(1か所当たりの年額)

第15条第1項第7号の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月以上の場合	1,383,200円
第15条第1項第7号の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月未満の場合	691,600円

別表第4(第15条関係)(園児一人当たり日額)

補助金額	4,000円
------	--------

別表第5(第15条関係)(園児一人あたり日額)

(単位:円)

預かり時間等	非在園児の預かり(第2項)		
	基準単価	加算単価	
	基本分	長時間加算	長期休業日加算Ⅱ
8時間以下	800		200 (※)
8時間超10時間未満		150	
10時間以上11時間未満		300	
11時間以上		450	

※ 第15条第1項第5号の要件を満たす幼稚園等が、長期休業日の預かりを実施した場合に加算する。

別表第6(第15条関係)(園児一人あたり日額)

(単位:円)

預かり時間等	2歳児				1歳児		0歳児	
	利用園児数が年間延べ 1,500人以上の施設		利用園児数が年間延べ 1,500人未満の施設					
	基準単価	加算単価	基準単価	加算単価	基準単価	加算単価	基準単価	基準単価
	基本分	長時間加算	基本分	長時間加算	基本分	長時間加算	基本分	長時間加算
8時間以下	2,650		2,250		2,250		4,500	
8時間超10 時間未満		330		280		280		560
10時間以上 11時間未満		660		560		560		1,120
11時間以上		990		840		840		1,680